

回覧

自治会脱会された方の権利について（補足）

令和4年11月3日

千福が丘区自治会

平素より自治会活動にご協力いただきありがとうございます。

会員各位におかれましては、自治会を脱会された場合のゴミステーションの件について問い合わせがあった班のみに補足いたします。

・ゴミステーションの利用はできません。が、ゴミの回収は市で行っていますので、収集車が来た時にゴミを直接、手渡しすることはできます。

ゴミステーションの設置と運用は各区で行っておりますので利用はできません。

シートや網等は自治会費から購入をしておりますので脱会すれば当然使用は出来ません。分からないようにゴミを無記名で出されると回収されませんし、不法投棄になり逮捕・罰金などの処罰対象になります。

例（自治会員以外の方が掃除等を行っているのでゴミステーションを使っているという場合は掃除の必要はありません。ゴミステーションは会員の方のみが利用できます。）

例（被災時や班単位の急を要する連絡等、班名簿に入っていないと対応が遅れる可能性があります。）

以上よろしくお願ひいたします。